

第6回行政改革推進委員会 会議要約

日 時 平成21年7月30日(木) 午後3時56分～午後5時38分
会 場 朝日支所 3階第5会議室
出席者 行政改革推進委員 8名(欠席2名)
市長、企画部長、施設改革正副部長、政策推進課長、同課員2名

(午後3:56 開会)

1. 会議の部 開会

2. 市長あいさつ

市長

皆さんこんにちは。

今日は蒸し暑い中、市内の支所、施設を視察されまして、お疲れ様でした。

視察を通じて、色々な施設等があることや、市の広さについても改めて実感されてきたのではないかと思います。

さて、昨年度、行政改革大綱(案)について、熱心なご審議を経て、いただいた答申を尊重しまして、村上市行政改革大綱実施計画(案)を策定することができました。心から感謝申し上げます。

このたび、行革大綱の理念を着実に取り組んでいくため、実行書となる行革大綱実施計画(案)や、それを支える計画(案)などを取りまとめさせていただきました。住みよい元気なまちづくりに向けまして、市民と共につくる市政の実現のために、皆さんから忌憚のないご意見を賜りたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございます。

3. 村上市行政改革大綱実施計画案諮問

市長から小川会長へ「村上市行政改革大綱 前期実施計画(案)」を諮問。

4. 諮問内容等について説明

事務局

それでは、今回の諮問の内容について、簡単にご説明いたします。

諮問につきましては、今ほど市長から会長へ諮問されたとおり、まとめました行革大綱を具体的に実現すべく行革大綱実施計画(案)をまとめてきて、先般、行政案としてまとめたものであります。

その行革大綱実施計画(案)につきまして、忌憚のないご議論をいただき、答申をいただきたいと考えております。

併せまして、委員の皆様には、事前に資料～資料までを送らせていただきました。この資料について、実際に諮問をして答申をいただくのは、緑の表紙が付いている、資料の「行政改革大綱 前期実施計画(案)」になります。

以下、資料「平成23年度組織図(案)」として、平成23年4月1日に予定している組織再編の際の組織図であります。

資料「組織再編計画(案)」については、その23年の組織再編で、なぜそのようにするのか、なぜそのように考えたのかということを説明しているものであります。

資料 については、職員の定員を定めた「職員定員適正化計画」。

資料 「市民協働のまちづくり指針(案)」については、これからは行政と市民の皆様、地域が一体となって、共に良い地域づくりをしていくのだと、そういう時代なんだということをこれまでも議論してきましたが、その考えの基になるものをまとめたものであります。

資料 「施設見直し計画(案)」については、この後、内容をご説明し、議論をいただきますが、600以上ある施設一つひとつを、今後どうしていけばよいかということをもとめたものであります。

繰り返しになりますが、資料 の「行政改革大綱 前期実施計画(案)」の答申をいただく中で、資料 ~資料 については、行革大綱実施計画(案)を作るに当たって、それぞれの部会で積み上げたものですので、その時々内容の説明し、議論の資料とさせていただきますので、行革大綱実施計画(案)の答申をいただいた後、これらの資料についても修正の必要がある場合には、十分に考慮し、正案としたいと思っております、いずれも10月を計画の策定日としたいと考えています。

10月ということで、これから今日を含めまして5~6回くらい皆さんにご議論をいただき、答申をいただければというスケジュールを事務局では考えておまして、出来れば10月下旬までに答申をいただければありがたいと思っております。

平成21年度からの計画でありますので、内容によっては、本年度既に実施に移しているものもあります。出来るだけ多く、平成22年度の予算や事業計画に反映させていきたいという想いもあまして、大急ぎではございますが、秋を目途に答申をいただければというものであります。

なお、答申をいただいて正案を作るわけですが、その間、委員会の皆さんにご議論いただいている内容について、今後、こういうふうにしていきたいということで、行政案をまとめた時点で、既に市のホームページでは全て公表してあります。ただ、多くの市民の皆さんはホームページを見て、こうなっているんだなということにはなっていないのが現状でありますので、9月1日の市報を目途に、何ページが行革の特集を組ませていただいて、今現在こんなふうに取り組んでいる、議論しているということ、特に市民の皆さんに影響が大きいものを中心に抜き出して提示し、市民の皆さんに関心を持っていただくのと併せまして、ご意見等あれば是非いただきたいという内容で、広報等をやっていききたいということ事務局では考えていました。これらを含めて、進めていきたいと考えておりましたので、よろしくお願いたします。

今説明いたしました、答申をいただく前になりますが、行革についてはこのように行っているという市報の発行について、事務局としては全部決まった後にお知らせするのではなく、今現在議論をしているということで出したいと思っておりますが、そのように作業を進めさせていただいてよろしいですか。

会長

はい。

事務局

分かりました。

5. 議 事

会長

今日一日大変ご苦労さまでした。

ただいま大滝市長から、行革大綱に基づいて作成された行革大綱実施計画案について、これまで以上の審議をするよう、諮問をいただきました。

事務局から説明があったとおり、今回を含め5~6回の審議で、一生懸命に審議をして、提言できるものがあれば提言していきたいと思っております。

私たちは、これまでも村上市が将来に渡って独り立ちできる健全財政を目指すために、また、すべての市民が満足度の高い住民サービスを受けられるために、そして、将来に渡って活力がある、夢と希望のある村上市をつくるためには、行政と市民が力を合わせて、協働でまちづくりをしていかなければならない。そのためにどうしたら良いか、何を、どこで、どのようにして協働でまちづくりをしていかなければならないかという観点で審議をしてみいました。

諮問の内容には、いわゆる4つの内容がありますが、今日はその中の、一日視察をしてきました施設について、619の施設があるということですが、実際に今日、その約6分の1である97施設を視察をさせていただいたわけですが、市長は大変だなあというのが、今日の視察を終えた私の率直な感想でございます。本当に色々な、これを維持していくのか、これはもっとこうしなければ、という感想をそれぞれの委員が持たれたと思いますが、今日はお二人の委員が欠席でありますので、今日で施設についてまとめるというのではなく、忌憚のないご意見を出していただきたいと思います。

私の願いとすれば、先ほど言いました、村上市が独り立ちできる健全財政にするために、そして市民の多様なニーズに答えるために、施設はどうあったら良いか。あるいは市民サービスが高まるような施設にするためにはどうあれば良いか、そして協働のまちづくりをしていく時に、施設はどうあれば良いかという視点で、委員の皆さんから忌憚のないご意見をお願い申し上げて、最初の挨拶に代えさせていただきます。

では、最初に事務局の方から、施設改革について説明をいただきたいと思います。

(1) 行革大綱実施計画案のうち施設改革関係について審議

施設改革部会長

今日一日、100近くの施設を視察されて、大変お疲れ様でした。

その後の会議ということで、心苦しいですが、1時間ほど耳を傾けていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、「資料 行革大綱実施計画案」をご覧くださいと思います。その中の24ページ～30ページの施設改革の内容について説明させていただきます。

私たち施設改革部会では、大きく改革しなければならないものを、24ページ～30ページの間に取り込ませていただきました。改革項目として3項目、実施項目として7項目に分けて説明させていただきます。

まずは24ページをご覧ください。4-1-1として、「4 施設改革」、「1 施設利用活性化改革」、「1 利用者の視点に立った有効活用」について説明したいと思います。

現状と課題につきましては、「これまで市民の利用が多い施設については、利用者ニーズの把握にも努めながら、指定管理者制度等の導入により、魅力のある事業の企画や一体的な利用による利用料の割引等、利用者に対する「サービスの拡充」の取り組みをしてきていますが、今後の施設運営にあたっては、引き続き利用者や関係団体の要望等も聴き入れながら、有効活用を進める必要があります。」ということで、課題を書いております。

その中で、改革内容としましては、市民アンケートを実施しながら、有効活用を図っていききたいということでありまして、その下に改革スケジュールがありますが、このように実施していくということでもあります。その2段目に「アンケート調査の実施」とありまして、今年度から実施ということで、既にアンケート用紙を置いてある施設もございまして、全体としてアンケート調査を実施しながら有効活用を図っていききたいということで、載せてあります。以下、このように実施していくということでもありますので、ご理解いただきたいと思います。

次に25ページ、「2 支所・学校の空きスペースの有効活用」であります。現状と課題につきまして

は、先ほど皆さんにも支所を視察していただきましたが、「支所の議場は、市議会の4常任委員会が年に2回開催されますが、」ということで、今年度の6月議会で、各支所の議場を使いまして常任委員会を開催しました。更に12月にもう一度実施するというので、2回というのは6月と12月のことでありまして、これを実施することで有効活用したいということでもあります。

また、合併をしまして支所に空きスペースがあるということから、もう少し利活用を図りたいということも課題になりますし、「また、少子化により学校にも空きスペースが見られ、これら空きスペースを有効的に活用することが求められています。」ということで、学校の空きスペースについても、記載しています。

改革内容としては、「支所の空きスペースを地域の公共的団体等に開放し、」ということで、公共的団体とは、商工会やシルバー人材センター、老人会といった団体等でありますけども、そういうところに積極的に開放しながら、その支所に行けば、なんでも用が足りると、支所がコミュニケーションの場になると、そういうことになれば非常に良いのではないかとということで計画したものであります。

また、学校の空きスペースについては、地区の学童保育所が老朽化しているところもあり、学校や隣地に設置を望んでいる施設もあるということで、改革すべきとして書いてあります。

その下の改革スケジュールについては、「支所・学校の空きスペースの確認」、「有効利用の検討」、「施設利用開始」として、平成21年度・22年度で実施したいということで謳ってあります。

次に26ページの指定管理者制度の活用につきましては、現状と課題に書いてありますように、平成15年度に地方自治法が改正されまして、平成18年の9月までに、指定管理者制度にするか、直営にするかということをやってきたわけですが、「特に平成20年度の市町村合併による広域化に伴い、用途が類似する施設が各地域で見受けられることから、類似施設ごとの分類を行い、市民ニーズに即した施設の効率化を図ります。」ということで、指定管理者制度を積極的に導入しながら施設の効率化を図っていくべきだという課題を書いてあります。

改革内容については、民間でできることは民間にお願いしたいということで、「公募により選定するもの、外郭団体等を指定するもの、地域密着型で地区限定するもの、地元企業等の条件付公募で選定するもの、」の4つに区分しながら指定管理者制度を導入していきたいということであります。

改革スケジュールにつきましては、先ほど申し上げた「公募により選定するもの、外郭団体等を指定するもの、地域密着型で地区限定するもの、地元企業等の条件付公募で選定するもの」について、括弧書きでそれぞれに該当する施設の種類を書いてあります。また、目標数値としまして平成21年度132施設、22年度133施設、23年度171施設、24年度245施設としており、これは増やしていくということでもあります。

次の27ページ、公園施設の一体的管理の推進についてですが、ここに書いてありますとおり、現状と課題については「不特定多数の人が利用する施設と利用者のほとんどが地区住民である施設とがあり、直営で維持管理しているものや、指定管理者制度の導入により施設の効率化を図っているものがあります。」ということで、様々なものがありますが、「施設の目的や利用形態・地理的条件により、施設管理の見直しを検討し、一体的管理の拡大を図るなどして維持管理費の節減に努め」ていただきたいということで、それぞれ担当課も違って、各課で管理していますが、それを一体的に管理すれば、もう少し経費が節減できるんじゃないかという課題を載せてあります。

改革内容につきましては、「委託内容の見直し、検討を行い、地域団体やボランティア等の協力を得ながらアウトソーシングを進めます。」ということで、アウトソーシングというのは外部委託のことです。また、「併せて類似施設の一括したアウトソーシングにより一体的管理の拡大を図ります。そのためには、一体的に施設管理できるよう庁内体制を整え、一元管理します。」ということで、一つの課の一つの係で、例えば公園管理係とか、そういうもので一体的に公園管理をすれば、アウトソーシングの委託経費とか、入札しても安く上がるだろうということで、一元管理した方が良いという改革内

容であります。

その下の改革スケジュールについては、「業務委託の内容、範囲の見直し」、「アウトソーシングの拡充・実施」、「一元管理できる体制の見直し・実施」ということで、平成23年度から組織改革を行いまして、その組織改革の中で、公園についても一体的に管理した方が良いということで、組織改革に合わせたかたちで計画を謳っております。

次に28ページ、保育園の統廃合と公設民営化の導入でございます。公設民営化とはなにかということで、色々議論はしましたが、指定管理と同じということでご理解いただければと思います。

現状と課題につきましては、「本市には私立保育園はなく、公立保育園が21園あります。」それで、このたび平成21年5月に、神林地区の平林・塩谷の保育園2園が統合して「みのり保育園」となりました。更に、荒川地区の大津・坂町・荒島の3園につきましても、合併市町村基本計画の中に早急に統合すべきということで謳っておりますので、これを踏襲して統合すべきだということで、現状と課題としてあります。

また、「今後の課題として、施設では小規模園である上海府保育園の統廃合と市中心部の老朽化した第一・第二・山居町の3保育園の集約化、朝日地区の5保育園の統廃合の検討があげられます。また、運営面では休日保育や長時間保育など保護者の多様なニーズに応えられるよう保育サービスの充実を図るため、民間活力の導入を検討する必要があります。」として、保育園を利用する親たちも共働き等が増えてきており、それらに対応していくためにも、長時間保育等の充実が必要だろうということで、謳っております。

改革内容については、ここに書いてありますように、「保育園施設の統廃合は、新築による統合について、前期計画期間内での達成を目指します。」また、「既存施設を利用した統合は、小学校区との兼ね合いや園児の送迎で3歳未満児はマイクロバス利用ができないため保護者の負担が増えることなど課題が多いことから、後期計画期間内に達成できるように前期計画期間内に課題を克服しつつ保護者説明会を積み重ねて理解を得ていきます。」として、後期計画の中で、地域の皆様のご理解を得ながら、早急にするのではなく、ご理解を得ながらやっていくということであります。

また、「保育サービスの充実と運営経費縮減を図るため、保育ニーズが多様な市街地形成地域において、所有は市のまま、運営を民間に委ねる指定管理者制度の活用による公設民営化を統合新築した施設から実施していきます。なお、市民の不安解消のため、モデルケースとして1保育園で実施し、後期の導入拡大にあたっては、その実績の検証を反映させて実施していきます。」ということでございます。

改革スケジュールにつきましては、「年度別統廃合の検討」として、今年度から検討をしていきますということでございます。

「荒川地区3保育園の統合・新設」につきましては、21年度計画～24年度開園まで、このようなスケジュールで実施していきますということであります。

「上海府保育園の瀬波保育園への統廃合の検討、用地取得」につきましては、今、瀬波保育園が一杯になっておりますので、上海府保育園は人数が減っておりますが、統合に当たっては用地取得をして、増築して統合するという計画でございます。

それから、「市中心部の3保育園の集約の検討」と「朝日地区5保育園の集約の検討」につきましては、地元の皆様のご意見を十分に聴きながらやっていくということで書いてございます。

次の29ページ、集落集会施設の移譲ということでございます。これもまた、地域の皆様にとって大いに関わりのあることでございまして、現状と課題では、「現在、市が所有する多くの集落集会施設は国県の補助事業で旧町村が建設し、地元集落等に指定管理者として管理運営をお願いしています。」として、「一方、大部分の集落・町内では、用地購入から施設建設まで行っているところもある」ということで、町内で用地購入から建設まで自分たちでやっているところもありますし、旧町村では国県の補助事業を使って旧町村が建て、指定管理に出しているところもあるので、平等性を欠い

ているということで課題に載せてあります。

改革内容については「統一性を図るため市が建設し地元集落等に維持管理を指定管理者制度によりお願いしている集落集会施設については、国の補助事業により建設したものは国が示した「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」により処分年限が到来したのから順次集落等へ移譲することと」したいということで、「県の補助事業により建設したのものについても関係部署と調整しながら順次移譲していきます。」として謳ってございます。国の補助事業で財産等を取得したのものについては、10年を経過したものについては国の方に相談、協議しながら処分してもいいですよということで、地元で使っているわけですから、なんの問題もないということで、10年を経過したものにつきましては、改革スケジュールにあるように、「施設の移譲の検討」として21年度から検討、後ほど皆様に説明しますけども、大体の集落集会施設の指定期間が平成21年度～23年度までの期間なものですので、平成24年度から地元に移譲していきましょうということで、このような計画とさせていただいたものでありまして、その下の欄の「移譲施設の数値目標」にある平成24年度61施設という数値は、その移譲する集落集会施設の数であります。

最後になりますが、30ページ、廃止施設の再利用または処分の検討であります。現状と課題につきましては、先ほど会長が申しあげましたように、619ある施設のうち、「事実上すでに用途廃止しているものと、今後廃止すべきとした施設は合わせて30施設」として、「このうち、上水道水源池のように他用途への転用が難しいものや、老朽化のため再利用が見込めない施設などが19施設」ございます。また、「改装等により再利用が可能と思われるものは11施設」ということです。「老朽施設については、解体処理をすれば敷地の再利用が可能ですが、その費用が多額」に掛かるということで、解体できなくて、そのまま幽霊屋敷のようになっているところもございます。

改革内容につきましては、「当初の設置目的を達成したため用途廃止をした施設については、他の公共目的に再利用できないか検討していきます。」として、「老朽施設については、倒壊の危険性などにより優先順位を設けて年次計画で解体処理を進めていきます。」としており、進めていきますが、予算的な事もあるということでございます。

改革スケジュールにつきましては、ここに書いてありますように、平成21年度・22年度で検討し、23年度から実施していきたいということでございます。

これらが、施設改革の前期の行革大綱実施計画（案）でございます。

次に、ブルーの表紙の「資料 施設見直し計画案」の方にまいります。私ども施設改革部会員7名で17回ほど会議を重ねながら検討し、ヒアリング等を実施しながら作成したものでございます。1ページ目から簡単に説明させていただきます。

事前に読んで来られたと思いますので、重要なところだけ簡単に説明いたしますが、1ページ目では、施設見直し計画策定の必要性ということで、(3)では、「行政が、すべてを担っていた公共サービスの分野にパートナーシップの資質が高いと考えられる地域団体やNPO等に積極的な参入」をお願いしたいということで、「対等・平等なスタンスを前提とした、公共経営を担うセクターとなるよう支援や環境の整備を行う必要がある。」として、NPO等への期待を書いております。

次に、(4)地域活性化に向けてということで、「自治法改正により公共分野の開放が進み、民間等の参入加速が予想される中で、民間等の能力やノウハウを最大限活用し、行政と民間及び民間どうしの連携を強化し、地域の活性化を図る必要がある。」として謳ってございます。

次のページ、「2. 施設見直し計画策定の基本的な考え方」でございます。(1)検証対象及び方法ということで、「平成21年5月時点で、市が管理運営を行っている全ての施設（小中学校を除く）を対象として、」検証を行ったということでございます。今後は、職員については3割補充しかしないということで、非常にこれから職員が減って、市民サービスが低下するということになってきますので、それにどういふふうに対応していくかということになりますと、施設の見直しをしながら、民間にお願い

できることであれば、民間にさせていただこうということで、こういうふうに謳わせていただきました。「指定管理者制度の導入などによって民間に委ね、新たな雇用創出による地域の活性化を図る」ことも必要だということでもあります。

(2) 管理手法の種別でございます。これについては、管理手法を次の6つに大別しました。

「ア．直営」、行政が直接管理します。

「イ．直営+アウトソーシング」、直営と、一部委託であります。指定管理者を導入するメリットが無い施設について、アウトソーシングのメリットを期待できるものということでございます。

その他「ウ．指定管理者制度」、「エ．移譲」、「オ．統合」、「カ．廃止」ということで、6つに分類させていただいて、施設を改革していくということを謳ってございます。

次の4ページでございます。3．施設見直し計画ということございまして、(1) 施設見直し計画の位置づけとして、「施設見直し計画は、今後の本市における「施設」のあり方（行財政の運営）や市民協働（地域運営）の方向性を示す計画であり、平成21年度から平成28年度までの8年間の管理手法導入スケジュールや具体的な実施方針を示すものである。」ということとして、また、「アウトソーシングや指定管理者制度を活用し、住民サービスの向上と経費の削減、事務の効率化を図るとともに公と民の役割を明確にして協働のあり方を確立し、地域の活性化につなげて行くものである。」ということ、先ほど行革大綱前期実施計画の際に、事務局からお話ありましたように、実施計画としては平成21年度～24年度までの計画であります。行革大綱としては、21年度～28年度までの8年間の計画であるということ念頭に入れた施設見直し計画を作成してあります。

それでは次に、(2) 施設見直し表に入っていきます。これについては、施設管理の方針が5ページ～22ページ、施設の方向性と管理手法が23ページ～85ページ、管理手法導入スケジュールと実施方針（総括表）が86ページ～115ページ、そして、施設見直しによるコスト縮減目標が116・117ページとして、このように大別してあります。ただし、～につきましたは、同じ内容のものを表示の仕方を変えたものでありますので、施設管理の方針を主に説明させていただくということで、ご理解をいただきたいと思えます。

それでは、5ページをお開きください。施設管理の方針であります。【集落集会施設】と書いてありますが、これは類似施設につきました【】でまとめたものでございまして、24の括りで分けたものでございます。

まず最初に【集落集会施設】について、ご説明申し上げます。「施設の性格から関係団体へ移譲されることが望ましいもの...66施設」とあり、その下に説明書きで「施設の設置目的や建設時の経緯から市が管理するよりも、関係団体へ移譲したほうが、効率的な運営が図られると考えられるもの」ということで、先ほどの行革大綱実施計画の中で集落集会施設の説明をしましたが、この施設につきましたは、国の補助期間年限が経過したものについては、平成24年度には関係団体に移譲したいということで、掲載しております。「001 新屋集落センター」～「066 脇川集落開発センター」まで移譲すべきだろうということで謳ってございます。

次のページの「財産処分年限の到来後に関係団体へ移譲されることが望まれるが、指定管理者制度を継続するもの...4施設」ということで、指定管理者制度にはなっておりますが、平成28年度以降にならないと建設から10年を経過しない施設でありまして、それ以降にならないと移譲が出来ない施設を載せてございます。

【駐車場等】ということで、「071 坂町駅前市営有料駐車場」につきましたは、指定管理者制度を導入して民間に管理してもらった方が良いでしょうということでございます。

次に「アウトソーシング推進手法の検討により経費縮減を図るもの...7施設」でございまして、直営で管理運営するほか、アウトソーシング推進手法を検討して、アウトソーシングにした方が良いでしょうということで、この7施設を載せてあります。

次に【環境衛生関係施設】でございます。「指定管理者制度導入により施設の効率化を図るもの... 5施設」ということで、「公益的な施設ではあるが、行政でなければならない理由がないため、指定管理者を公募し、民間の能力やノウハウを活用して経費の縮減とサービス向上を図るもの」として、現在、山北火葬場につきましては、来年度には指定管理にするということで動いていますし、指定管理者制度を導入した方が良いということで5施設を載せてございます。

次に「指定管理者制度継続により施設の効率化を図るもの... 2施設」ということで、現在、既に指定管理者制度を導入している施設が「084 村上火葬場無相院」、「085 荒川火葬場普照園」でございます。経費の面でも非常に効率的に運営している状況でございます。

次に「アウトソーシング推進手法の検討により経費縮減を図るもの... 1施設」ということで、「086 板屋越埋立地」、「直営で管理運営するほか、アウトソーシング推進手法を検討することにより管理経費の縮減を図るもの」ということでございます。

「直営により管理運営するもの... 2施設」、「共同墓地でありアウトソーシングを図る業務がないため、直営で管理運営を行うもの」ということで、墓地でありますし、特に委託する部分もないということで、直営で管理すべきだろうということでございます。

「直営により管理運営するもの... 1施設」、「089 村上市アクアセンタープール」でございます。これにつきましては、羽下ヶ淵集落の下にプールがあるのですが、これはし尿処理場を建設するときに、排水があるので、子供たちが泳げなくなるということで、その代替施設としてプールを造ったということで、夏場だけの施設でありますし、特に委託する部分もないということですので、直営で管理すべきだろうということで掲載しています。

「解体すべきと考えられるもの... 1施設」ということで、「090 荒川郷ごみ処理場」でございます。ごみ処理場の跡地ということで、解体すべき、しなければならないということで謳ってございます。

「廃止解体すべきと考えられるもの... 1施設」ということで、「091 まゆの里保養センター」であります。「ごみ処理場建設時の周辺集落の迷惑施設の代替として建設され、また、ごみ処理場の余熱を利用して運営している施設でもあり、ごみ処理場更新時に施設の設置目的がなくなり、廃止解体をすべきと考えられるもの」ということでございまして、現在、ごみ処理場を新しいものを建設したいということで計画しております。更に、このまゆの里保養センターは利用も少ないし、期間もたっており、だいぶ老朽化しているということで、廃止解体すべきと考えられると謳ったものであります。

【保育園】であります。「アウトソーシング推進手法の検討により経費縮減を図るもの... 9施設」ということで、「直営で管理運営するほか、アウトソーシング推進手法を検討することにより管理経費の縮減を図るもの」として、そこでいうアウトソーシングになりますと、調理とか用務部門とか、また、保育園の職員についても足りないの、臨時職員を使っているという状況でございますので、この9施設をアウトソーシングを入れながら、運営していただきたいということでございます。

次に「老朽化施設の統廃合により新設保育園を設置し、併せて指定管理者制度導入により効率化を図るもの... 6施設」でございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、村上地区の3保育園と、荒川地区の3保育園でございます。

次の8ページにまいります。「施設の統廃合により保育園運営の効率化の推進を図るもの... 5施設」でございます。先ほどから申し上げているように、瀬波保育園と上海府保育園を統合、館腰、高南、塩野町につきましては、今後の検討課題になるかとは思いますが、統廃合により、管理運営経費の縮減を図っていただきたいということであります。

【学童保育所】であります。「指定管理者制度導入により施設の効率化を図るもの... 12施設」ということで、担当課にも聴きましたが、これは当然指定管理者制度を導入しても良いということでございますので、「子育て支援や児童健全育成の地域拠点施設であり、NPO等、子育て支援等の団体育成を進め、指定管理者制度の導入を図る」ということで進めていただきたいという施設でございます。

次に【デイサービスセンター】「指定管理者制度導入により施設の効率化を図るもの... 1施設」で
ございます。「124 上海府テ 伊ビ センター（ゆきわり荘）」は、現在直営でございまして、ここに書いてあ
りますように、「特殊浴槽等を整備し、指定管理者を公募により選定し、利用者のサービス向上や経費
の縮減を図るもの」ということで、指定管理者制度を導入するということでございます。

その下の「指定管理者制度継続により施設の効率化を図るもの... 7施設」につきましては、もう既に
指定管理者制度を導入しまして、社会福祉協議会を指定管理者としているということでございます。

次に「施設の利用から関係団体へ移譲されることが望ましいもの... 1施設」ということで、「施設の
設置や利用状況から市が管理するよりも、関係団体へ移譲したほうが、効率的な運営が図られると考
えられるもの」として、「132 生きがいデイサービスセンター山北ほたるの家」を載せてございます。

【その他の福祉施設】としまして、「指定管理者制度導入により施設の効率化を図るもの... 7施設」、
「133 村上市老人福祉センター（あかまつ荘）」～「139 やまびこの家」までありますので、指定管理者
制度を導入していただきたいということでございます。

「指定管理者制度継続により施設の効率化を図るもの... 2施設」ということで、「140 高齢者生活福
祉センターふれあい羽衣」と「141 福祉センターゆり花会館」の2施設は既に指定管理者制度を導入して
いるということでございます。

「アウトソーシング推進手法の検討により経費縮減を図るもの... 2施設」ということで、「142 荒川
かなや夕映えの家」と「143 山北地域活動支援センターぬくもり工房」でございます。

「直営により管理運営するもの... 1施設」、「アウトソーシングを図る業務がないため、直営で管理運
営を行うもの」ということで、「144 荒川高齢者生きがいセンター」は直営で管理していくということ
です。

「将来廃止するもの... 1施設」として、「施設建設から年数が経過し老朽化しており、施設の利用者
も年々少なくなり、施設が使用できなくなるまでの間はこのまま使用」した方が良いが、将来的には廃
止するものということで、「145 荒川花卉園芸センター」でございます。

【診療所】として、「146 村上市休日急患診療所」については、アウトソーシング推進手法を検討す
ることにより管理経費の縮減を図っていただきたい。「147 村上市国民健康保険布部診療所」につ
いては、「直営で管理運営するほか、アウトソーシング推進手法を検討することにより管理経費の縮減を
図り、将来的には、診療受託医師の高齢化により廃止を予定しているもの」ということで、お医
者さんがだいぶ高齢化されているということで、今現在はやっておられますし、先生の高齢化に
合わせるということでございます。

【保健センター】でございます。「アウトソーシング推進手法の検討により経費縮減を図るもの... 2
施設」ということで、「148 荒川保健センター」と「149 朝日保健センター」でございます。

「直営により管理運営するもの... 1施設」ということで、「150 神林保健センター」でございます。

次に【上下水道施設】というところで、全て網羅しております。「業務委託の拡大や包括的民間委託の
採用により効率化を図るもの... 1 3 1施設」ということで、これは指定管理者に出せない施設である
ということ、「対象エリアが行政区全体であることや維持管理が主であり、一部は有償型のサービス
ではあるがライフライン的な要素が高く、市として管理権限を保守し、直営として管理運営する
ほか、包括的民間委託を含めたアウトソーシング推進手法を検討することにより管理経費の縮減
を図るもの」ということで、1 2 1ページをご覧ください。

「包括的民間委託の検討」として書いてありますが、「業務委託を包括的民間委託という形で複
数年契約、性能発注にすることにより、受託者の創意工夫が引き出され、コストの縮減を図る
ことが可能となる。この業務委託形態は、指定管理者制度における公募型プロポーザル方式と
類似しているが、一般の業務委託の発展型と捉え、指定管理者制度の導入がそぐわない施設
について、この方式の検討を行う。」ということ、指定管理者制度にはそぐわないけども、
包括的民間委託のかたちでやった方が

経費の縮減が図られるだろうということで謳ってございます。

次に12ページでございまして、「直営により管理運営するもの...7施設」ということで、直営で管理したいということでございます。

「統合により廃止を予定しているもの...6施設」として、廃止を予定している施設ということでございます。

「予備施設として使用を休止しているもの...7施設」として、「施設の統合や整備により不用となった施設で再使用時には修繕等が必要であり、予備施設の必要性について検討が必要と考えられるもの」ということで、これは使用するにしても修繕しなければいけないということでございまして、予備ということで、更に検討してくださいというものです。

【児童公園】でございまして、「指定管理者制度導入により施設の効率化を図るもの...47施設」として、「302 十文字児童遊園地」～「348 指合児童公園」までの47施設ございまして、指定管理者制度を導入して管理していただきたいということでございます。

次に「アウトソーシング推進手法の検討により経費縮減を図るもの...4施設」でございまして、「349 城山児童公園」～「352 緑町児童公園」までの、いずれも村上地区の児童公園ですけれども、アウトソーシングの推進により、地元の人やボランティアにより、管理運営して、地元の人たちが使うのが一番良いだろうということです。

「直営により管理運営するもの...2施設」、「353 湯ノ沢遊園地」と「354 田端町児童公園」でございまして。

次に「廃止するもの...1施設」として、「355 府屋児童公園」については、利用がないということで、廃止してもいいだろうということでございます。

【農村公園】でございまして、「指定管理者制度導入により施設の効率化を図るもの...27施設」ということで、今は直営ということになっていますが、村上地区は、下の「指定管理者制度継続により施設の効率化を図るもの...7施設」にありますように、既に指定管理に出しています。これらは、それぞれの集落のために造ったような公園ですので、それぞれの集落で指定管理として維持管理していただきたいというものです。

【森林公園】ですが、「390 二子島森林公園」につきましては、指定管理を導入してやっております。

それから「アウトソーシング推進手法の検討により経費縮減を図るもの...8施設」として、ここにも書いてありますが、「地域団体やボランティア等の協力も得ながら、」維持管理をしていただきたいということでもあります。

「直営により管理運営するもの...1施設」、「399 鳴海森林公園」でございまして。「アウトソーシングを図る業務がないため、直営で管理運営を行うもの」ということです。

【その他の公園】として、「指定管理制度継続により施設の効率化を図るもの...1施設」ということで「400 町家広場」、これは上町にある広場のことですが、そこに指定管理をお願いしているものであります。

それから「アウトソーシング推進手法の検討により経費縮減を図るもの...16施設」ということで、これもここに書いてあるように、「地域団体やボランティア等の協力も得ながら、」地域の皆様に管理をお願いしていこうということでありまして、このように掲載してあります。

「直営により管理運営するもの...6施設」ということで、これはポケットパークという、本当に小さなものですので、直営でということに掲載させていただいたということでもあります。

【公営住宅】につきましては、「直営を主としてアウトソーシングの拡大や包括的な民間委託の採用により施設の効率化を図るもの...10施設」ということでございます。

それから、【都市整備関係施設】ということで、「アウトソーシング推進手法の検討により経費縮減を

図るもの... 2 施設」、「433 道の駅情報センター」については神林地区の施設でありますし、「434 道の駅朝日」は、朝日地区のみどりの里にある施設であります。

「直営により管理運営するもの... 3 施設」については、ここに書いてあるとおりであります。

【農林水産関係施設】につきましては、「指定管理者制度導入により施設の効率化を図るもの... 5 施設」ということで、「438 上助淵コミュニティセンター」～「442 朝日シルクフラワー製作工房」の5施設については、指定管理者制度導入により効率化を図った方が良いということでございます。

「指定管理者制度継続により施設の効率化を図るもの... 10 施設」については、ここに書いてあるとおりでございます。

「アウトソーシング推進手法の検討により経費縮減を図るもの... 7 施設」でございますが、「453 瀬波排水機場」～「459 南大平畜産基地」まで、アウトソーシングを実施していただきたいということでもあります。

「直営により管理運営するもの... 8 施設」につきましては、「460 瀬波斜路」など、特に経費が掛からない施設ということで、直営で管理していこうということでございます。

「施設の性格から関係団体へ移譲されることが望ましいもの... 4 施設」ですが、「施設の設置目的や建設時の経緯から市が管理するよりも関係団体へ移譲したほうが、効率的な運営が図られると考えられるもの」ということで、「468 格納庫」、「469 高齢者生産活動センター」、「470 村上市農業研修センター」、「471 山北林業センター」の4か所でございます。

「廃止するもの... 2 施設」ということで、「472 野潟釣場安全施設」と「473 野潟釣場安全施設管理センター」は、一緒の、釣場安全施設という一つの建物でございます。

【商工観光関係施設】でございます。「条件付公募の指定管理者制度導入により施設の効率化を図るもの... 12 施設」ということで、12施設というふうになってはいますが、これは、朝日みどりの里にある施設と、あらかわのゴルフ場であります。こちらを条件付公募ということで、「関連が強い一団の施設群は一括で、また、単独施設は単独により、地域の活性化を図るため応募は地元企業等の条件を付けて指定管理者を公募し、民間の能力やノウハウを活用して経費の縮減とサービス向上を図るもの」ということで謳わせていただきました。

次に「限定指定による指定管理者制度導入により施設の効率化を図るもの... 3 施設」ということで、「486 朝日みどりの里 農産物直売施設」や「487 笹川流れ夕日会館」について、現在貸している施設でありますので、そこにそのまま限定指定するというものでございます。

「指定管理者制度継続により施設の効率化を図るもの... 6 施設」ということで、「489 村上市民ふれあいセンター」～「494 小俣交流広場」までは、指定管理を継続しますということでございます。

「アウトソーシング推進手法の検討により経費縮減を図るもの... 14 施設」、これも「地域団体やボランティア等の協力も得ながら、」アウトソーシングをお願いしていこうというもので、「495 いこいの森公衆便所」～「508 勝木・ゆり花温泉スタンド」までをアウトソーシングを導入していこうというものであります。

「直営により管理運営するもの... 3 施設」については、掲載しているとおりでございます。

「施設の性格から関係団体へ移譲されることが望ましいもの... 1 施設」ということで、この「512 村上市観光案内物産センター」については、既に瀬波温泉の人たちに指定管理に出してしまっていて、市から若干経費が出ているものですから、移譲した方が良いということで謳ってございます。

「売却を予定するが、それまで直営で管理するもの... 1 施設」ということで、「513 雇用促進住宅駐車場」でございます。松原町には雇用促進住宅が2棟建っていますが、その周りの土地がすべて市の土地となっていて、市の駐車場として有料で貸しているものですから、雇用促進住宅を払い下げるときには、おそらく市の土地も売って下さいということになると思われまますので、売った方が良いということで、このように掲載してあります。

【スポーツ等関係施設】です。「指定管理者制度導入により施設の効率化を図るもの... 3 6 施設」です。ここに書いてありますが、総合型スポーツクラブ、神林なら希楽々、村上はウェルネスむらかみで、村上体育館などをウェルネスむらかみに指定管理に出しています。そういうかたちでそれぞれの地域に、朝日なら朝日で総合型スポーツクラブを立ち上げていただくなり、神林でも希楽々にお願ひできないかということで話をしていますし、荒川、朝日、山北それぞれの地域で立ち上げていただひて施設をそういうところに指定管理に出していきたいということでそれぞれ書いてあります。

それから、「アウトソーシング推進手法の検討により経費縮減を図るもの... 1 2 施設」ということで、地域区での交流行事の事業等に活用されており、また災害時の市の避難場所にも指定されていることで、「公共性が高く、直営で管理運営するほか、地域団体やボランティア等の協力も得ながら、アウトソーシング推進手法を検討する」ということで、「550 雷ふれあいセンター」から「561 西神納体育館」までですが、そんなかたちでアウトソーシングしていきたいということです。

「直営により管理運営するもの... 5 施設」ということで書いてあります。

「廃止するもの... 1 施設」。「567 天神岡テニスコート」、天神岡に野球場とテニスコートがあるんですが・・・。

事務局

行ってきました。

施設改革部会長

見て来ましたか。そういうことで、これは廃止すべきだということです。

【学校給食調理場】については、「アウトソーシング推進手法の検討により経費縮減を図るもの... 5 施設」ということで5施設です。

【教員住宅】については、「直営により管理運営するもの... 1 施設」ということで「573 大川谷教員住宅」。

その次の「廃止するもの... 3 施設」でありまして、「施設が老朽化しており、教員住宅として今後の需要も見込めないことから、現入居者の退去後に順次廃止するもの」ということで3施設あげさせていただきました。

【文化財等関係施設】につきましては、指定管理者制度継続ということで、「577 村上市郷土資料館」から「585 村上歴史文化館」までは、指定管理に出しています。

それから、「アウトソーシング推進手法の検討により経費縮減を図るもの... 5 施設」ということで、「586 縄文の里・朝日」。これも指定管理に出してもいいんじゃないかという意見もあるかと思うのですが、直営で管理して、土日など色んな行事があるときには、教育委員会から応援が行って、指定管理に出すよりもかえって経費が掛からないということで、アウトソーシング推進の手法を検討しながら直営でやっていったほうがいいんじゃないかということで、このように謳わせていただきました。

「直営により管理運営するもの... 1 施設」として、「587 大須戸能舞台」。

「類似施設との統合により効率化を図るもの... 8 施設」ということで、「旧市町村ごとに埋蔵文化財の貯蔵庫や整理室、資料館を置いているが、老朽化しているうえに分散しているため効率性が低いことから、今後統廃合等により不要となる学校や保育園施設などのうち、利便性のよい施設に統合する」ということです。

【生涯学習関係施設】については、「アウトソーシング推進手法の検討により経費縮減を図るもの... 1 6 施設」ということで、1 6 施設をアウトソーシング推進手法を検討することにより管理経費の縮減を図っていただきたいということです。

「直営により管理運営するもの... 1 施設」として、「612 猿田川野営場」。

「商工部門に移管するもの...1施設」について、「瀬波地区公民館との併設施設であることから、これまで教育施設に位置づけられてきたが、機能的には勤労青少年ホームの比重が大きいことから、商工部門に移管して直営で管理運営するほか、アウトソーシング推進手法を検討することにより管理経費の縮減を図る」ということで、現在は教育委員会の生涯学習課のほうで管理しているのですが、平成23年の組織見直しのなかで、商工観光のほうに移すべきだということでもそういうふうに進んであります。

【情報通信関係施設】については、先ほど見て来られたということですが、「アウトソーシング推進手法の検討により経費縮減を図るもの...6施設」ということで、ここに6施設を掲載させていただいたということです。

これは、全体としての説明でありまして、次の「の施設の方向性と管理手法」です。今ほど説明したものと合致しています。ただ、この施設をいつ指定管理に出すとか、例えば、23ページの集落集会施設の一番上を見ていただきたいのですが、新屋集落センター他17施設ということを書いてあります。その下のほうに小さく18番の本小須戸ふれあいセンターまで書いてありますが、スケジュールです。平成21年度は指定管理になっています。23年度までは指定管理をやりますよと。先ほど申し上げたように移譲は、24年度からだと、これを見ていただくといつこの施設がどうなるんだということがわかりと思います。これはさっと見ていただければいいと思いますし、施設の方向性と管理手法の理由ということで細かい字で書いてありますが、こんなかたちで色々書かせていただきました。それから上のほうの施設名と所在地、これは朝日地区の新屋だと。所管課は現在、朝日支所地域振興課ですと。で、最終的には、管理手法については、移譲ですよということでも進んであります。先ほど説明したものと合致しています。ただ、年度については、ここを見ていただかないとわからないということです。スケジュールは、24年度まで書いてありまして、先ほど申し上げたようにこの計画の内容は、28年度まで考えて作ってありまして、25年度から28年度までについては、後期と一括、表記しています。後期の4年間のなかで移譲ですよというかたちで理解していただければと思います。

次に86ページを見ていただきたいと思います。「の管理手法導入スケジュールと実施方針（総括表）」です。これも今説明したと内容は合致しています。みんな一連のものとなっていますので、併せて見ていただければ分かりやすいかなと思います。先ほど申し上げましたように、例えば1番の新屋の集落センターについては、朝日支所の地域福祉課が所管してありまして、現在、平成21年度から23年度までは指定管理ですよと。24年度には移譲してくださいよということでも進んであります。実施方針は、新屋区へ移譲しますよということです。時期については平成24年の4月ですよということでも見ていただければと思います。このスケジュールの後期は、いつということは明記していませんが、後期4年間で移譲してくださいよということです。

次は、コスト縮減目標です。118ページをご覧ください。「コスト縮減目標設定の考え方」ということで、平成20年度支出額を基準としますよということでも書いてあります。はじめに、直営+アウトソーシングについては、縮減目標について1年ごとに1%ずつ加算した額を目標とすると。それから委託料縮減手法の検討、実施については、現状維持、コスト縮減目標を設けない。

指定管理については、公募せず関係団体等を限定して指定する場合は、指定団体等の経営努力によりコストの削減が図られると考えるものについては、1年ごとに1%ずつ加算した縮減を目標としますよということです。上記以外については、現状維持、コスト縮減目標を設けないということです。その下の公募（プロポーザル）により指定する場合については、民間団体等のノウハウ等によりコスト削減が図られるとえられるものということで、導入時においては現在の額の10%の縮減を目標とするということでも進んでいます。

それから直営については、一番右の欄にあるとおり、現状維持、コスト縮減目標を設けないということです。

廃止・移譲については、まったくなくなるわけですので、100%縮減できますよということです。

一応、設定の考え方を示してあります。それを受けてその前の116ページの「施設見直しによるコスト縮減目標」をご覧いただきたいと思います。例えば「新屋集落センター」については、現在、経費がかかっていませんので、コスト縮減目標は何もないということで書いてあります。71番の「坂町駅前市営有料駐車場」については、2,747千円の支出がありますが、平成23年度に公募の指定管理に出すと、この10%を落としますよということが、先ほど申し上げた内容で、10%縮減していきますよということです。そういうことで見ていただきたいということで、そのトータルが117ページの一番下の欄を見ていただければわかりますが、平成20年度の施設の経費の支出額が45億4千百万円。そしてコスト縮減目標額ということで、21年度は、635万円、22年度は、2781万円、23年度は、9563万円、24年度は、1億7765万円の縮減ができると。4年間の縮減目標としては3億745万3千円ということでご理解いただければと思います。

最後になりますが、119ページをご覧いただきたいと思います。「4.施設見直し計画の推進体制」です。「(1)計画の推進体制と検証方法」、「計画推進体制と推進方法」です。「計画の進行管理事務担当は、政策推進課行政改革係とし、」というのは、川内係長と貝沼主任の居るところですが、その係で管理しますよということです。「庁議において行政内部での検証を行い、更に計画の実効性を高めるために、外部の民間委員で構成される村上市行政改革推進委員会に検証結果を諮問する体制をとるものとする」ということです。これは十分に管理をしていくということです。皆さんに進行管理していただくということで説明させていただいています。

行政内部での検証について、このように書いてあります。「ア スケジュール」、総括表のスケジュールに沿って進んでいるかとか、進捗度合いの「早い」「遅い」によってスケジュールを見直す必要はないかとか。「イ 実施方針」、総括表の計画どおりに進んでいるか。今後も計画どおりに進めてよいかとか、色々と検討しますよということです。それから、「ウ 指定管理者導入実績」、指定管理者を導入した施設にあっては「村上市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」に規定する事業報告書等によって実績を検証しますよということです。

あと、ずっと色々書いてありますけれども、こういう説明をしてあります。

120ページ、「5.施設見直し計画推進において考慮すべき事項」です。これも読んでいただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。説明も色々書いてありますので、後で読んでいただきたいと思います。

最後になります。122ページ、「6.経費の縮減」ということで、コスト縮減の目標。「スリムで効率的な行政を目指して、市民サービスの質的向上を図りながら経費の縮減に努める必要がある。アウトソーシングの推進については、一括発注や包括的民間委託などで効率化を図るとともに、地域住民の自主的維持・管理、ボランティアとの協働による方策なども視野に入れ経費の縮減を目指す。指定管理者制度を導入する施設については民間能力の活用、コスト意識を持った経営管理により、経費の縮減を目指す。ただし、管理運営費のほとんどが需要費（光熱水費）等で構成される施設は経費の縮減が見込めないため、コスト縮減目標率は設定しないものとする。」と書いてあります。こういうことで経費の縮減をしていきたいということです。ご理解をいただきたいと思います。以上です。

会長

はい、ありがとうございました。

丁寧に説明いただきましたけれども、審議に入る前に、課長に確認したいことがあるのですが、平成21年度の市長さんの施政方針演説のなかに、「あれもこれも」ではなくて「あれかこれか」と重点化してメリハリをつけて、私は経営をしますと、市政を担当していきますという力強いところがあったんですよ。それで619もある施設に対して、今、ずっと説明いただいたが、「あれもこれも」は、わかった。私たちは、1つ1つやるより、やっぱり市長さんが言うように「あれかこれか」をやりたいの

で、はっきり確認したいことは、区分基準なんです。直営、直営＋アウトソーシング、指定管理者制度、条件付き、限定、あるいは統合とか廃止とか色々あったけれども、何を基準にしてそれを見ていけばいいのか。ずーっといっぱいあるけれども、その基準を私たちに示していただくと私たちは、これをどうか、そうかとやっていけるのではないかとというのが1つ。

それと、やっぱり市長さんが言われる「あれもこれも」じゃなく「あれかこれか」なんですから、優先順位があると思うんですよ。これを見ると、「検討・実施」、ずーっと。みんなでなくてやっぱり予算と関係があるんだから、平成22年度は、この施設だけは何とかしたいんだよねという優先順位というか重点化というのがあってしかるべきだと思うんですよ。みんな、「検討」、ずーっとあって、いきなり「実施」なんていうのより、やっぱり私は何か優先順位というのが施設にもあると思うんですよ。解体するにしても一斉にできないんで、これは22年度、これは23年度だとか、何かあると思うので、だったら区分基準と優先順位というか重点化みたいなものを示していただくと、今、示された施設に対する管理方針について、いや違うんでないかなとか、私たちの検討がしやすくなるという気がするんですが、いかがですか。

施設改革部会長

おっしゃるとおりだと思います。それで先ほど説明申し上げましたが、資料の23ページをご覧ください。施設の方向性と管理手法ですが、どれがわかりやすいかな・・・。

会長

こういうのは直営です、こうこうこういう要件のは直営＋アウトソーシングです、これは指定管理ですと・・・。

施設改革部会長

例えば、29ページをご覧ください。90番の荒川郷ごみ処理場、平成24年度には廃止解体ですよと謳ってあります。

会長

これは平成24年度とはっきりわかりました。

施設改革部会長

平成21年度から23年度までの間に廃止解体に向けての予算付けとか色々なことをやってくださいというのが、もう明確化されているという状況ですので、うやむやではないのです。これに沿ったかたちでやっていくというのが基本原則ですので。先ほど申し上げましたように、その間に所管課においてはそれぞれ、例えばみどりの里を平成24年度に指定管理に出しますよということになりますと、23年度中には議会にかけなければならないので、もう、その準備に入らなくてはならないという状況ですので・・・。

会長

その解体のは、わかるんですよ。

こういう条件のは、直営だし、こういうのは指定管理者制度、こういうのは直営＋アウトソーシングだと示されているけど、どういう基準でそういうふうに私たちは見ていけばいいのか、わからない。

事務局

2 ページ、3 ページに。

施設改革部会長

はい。書いてあるんですけど、直営+アウトソーシングというのは、直営のなかで、例えば需用費とか、色んな経費があるわけですけど・・・。

会長

私が聞きたいのは、こういう条件があるからこれは直営+アウトソーシングだと、こういう条件の施設だからというのがあれば、ああ、やっぱりそうだよな、納得、となる。

施設改革部会長

はい。資料 の2 ページ、3 ページにあります。先ほど説明は、さらっと流しまして、失礼しました。施設見直し計画策定の基本的な考え方の(2)管理手法の種別ということで書いてありまして、ア・直営 政策の実現や個別法の定めにより、どうしても直営でなければならない施設で、職員がその事務を直接執行することにより、最大の効果が期待できるもの、または、指定管理者制度を導入するメリットがなかったりアウトソーシングする業務がないもの。アウトソーシングというのは、あくまでも委託。委託という部分が予算に出てきたものについては、アウトソーシングということで、私どもは、とらえていました。説明が遅れて申し訳なかったのですが、予算書に委託料とあった部分については直営+アウトソーシングですよということでご理解いただきたいと思います。

会長

このア、イ、ウ、エ、オ、カ、これでいけということですね。

施設改革部会長

そういうことです。

会長

これでいけばわかるということですね。

施設改革部会長

はい。もしわからなければ、そのときに、どうなんだと聞いていただければと思います。

事務局

ちょっと補足させていただきます。

施設見直し計画についての基本的な考え方は、今、施設改革部会長から申し上げたとおりです。そういう区分けで全体の施設を整理していこうという大原則の下にやりました。会長からご指摘のありました、この委員会としての意見をどう整理しようと思っているんだというのは、冒頭に実施計画案、このものを諮問としたいと申し上げました。部会長から24ページから30ページまで施設関係のものについては、この六百十いくつあるなかから、これは実施計画として載せなければならないというふうにしていくつか項目をあげました。基本的には、そのことを我々の考え方がそれでいいのだろうかということをごここに置いてあります。

例えば保育園の統廃合に際して、村上市で初めて指定管理という、正規の職員以外で運営をしようと

提案しているの、それについて抜き出してここに書いてあります。

それから、市がもっている集落・町内の公民館が70も80もあるんですが、自分たちで費用を積み立てて、自分たちで建設している町内その他もあるので、この際、色んな法的条件から言って、そのものについては、集落にお譲りして、もう集落の財産とするという方針を出しました。この考え方をぜひともやりたいので、それについての意見。

それとみどりの里を中心として、今まで正規職員を張り付けていた施設その他に、地域の皆さんの力を借りて、例えばみどりの里はあれだけの施設群がありますけど、視察で館長から説明申し上げたように、あそこに何人います、何人いますと言って、あれだけ正規の職員と臨時職員がいますが、そこを朝日のこの地区を中心とした地域の皆さんから担っていただいて、雇用の場の確保であったり、新しい発想であそこを活性化するというような方向を是非とりたいというような提案を、大きなところはそういうところをこの実施計画案に8項目くらい載せてあるので、冒頭、そういうような説明をすればよかったのかもしれませんが、ご議論いただくというのは、そういうところで職員を大幅に減らしていくなかで施設においてもそういう手法を今回は大胆に取り入れたいんだという提案ですので、それらについての中心的な議論をいただければ、おのずとこれについての答申で、今ほど言ったこの厚い施設見直し計画案、これが基になっている計画ですので、その答申によっては、我々、修正を加える部分、当然出てきますので、そういうご議論をいただければなというふうに思っています。

まずもって、あまりにも膨大な資料なので、一通り説明して、ご議論のときにそういうお話を申し上げたいと思っていました。手順が逆になりました。

会長

委員の皆さん、今日、どうしても確認しておきたいということがありますでしょうか。

委員

資料「施設見直し計画」の3ページ、(3)の指定管理者制度の記載のなかの前段は、分かるのですが、「今一步踏み込み、行政と民間等が互いに連携して、双方の利益の尊重ができる関係を構築する」、これは具体的にはどういうことか。先ほど、みどりの里の説明のような受け止め方でよろしいのか。具体的にどんなことをイメージしてこの文言の記載があるのか。そこを説明ください。

事務局

今、委員が言われるように、我々が指定管理を色々出していくなかで、地域の雇用の場であったり、委託と指定管理では、権限が委託よりも指定管理の方が大きいんですね。そういうもので、指定管理のなかには、例えば費用が全然かかっていないで、年間、何日か草刈りすれば、もう管理できるような施設もあります。それから何百万、何千万かけてやっている施設もありますので、そういうものを、この指定管理は、大きくは、例えば委託型の指定管理、それからそこから入る料金を指定管理者がいただくというようなやり方で運営するやり方、それではもたないので、ある程度、市から何百万円が行って、そのほか料金を全部自分たちももらうんだというようなこととか大きくは3つになっていますが、そこに入った人たちもいい、また、職も増える。その施設の本来もっている活用もレベルアップしていくというようなところを、こういう言葉にちょっと入れたつもりです、イメージ的には、先ほど言ったようにみどりの里のことであったり、元々自分たちで使う施設であれば1つひとつ市の関与でなくてももう少し大きい範囲で自分たちが管理運営できる施設というイメージでいいんじゃないかというところを全部入れてあるので、漠然とした言葉になっています。

委員

どういった施設なのか、事業収益性がある程度見込めるところもあれば、そうでないところもあるからということなんだろうけれども。これはまた後日の意見ともつながると思うが、そうしたときに、行政側から見たときに、ただ単に財政負担が少なくなればいいということが行政側のメリットというふうに単純に考えてしまうと、これもちょっと私はクエスチョンマークなんじゃないかなというふうに思います。そこら辺の整理をきちっとしていかないと・・・。

事務局

議会でもよく指定管理について経費の面を主に質問を受けることがあります。実はサービスの向上があって、経費の節減があってというのが相まってないと、ただ単に、今、費用がとてもかかってしょうがないから指定管理に出すというだけでは、全然納得していただけないと思いますので、委員が言われたことは十分考慮して進めることになると思います。

委員

そのために大事なものは、やっぱり今、どういった収益状況になっているのかということが、公平に開示されていけば、そういった情報提供があれば、地域住民の方も、あるいはこういったことを念頭に置かれている企業等も前もって色々な思いをめぐらすこともできるのではないかなと思います。それは実際、運営上の配慮の問題だと思うんですけど、そういったことも踏まえていただければと思います。

会長

この次、審議に入るときに、こういう資料の準備をお願いしたいというものはありませんか。

委員

資料ではないのですが、自分が地域に帰ったときのことを考えた場合に、私も自治会の役員もしているのですが、仮に今、集会施設を全部移譲するという事になった場合に、じゃあ実際、自分が帰ったらどうするかという、まず自治法に基づいた、要は、それを財産にしてくれということですから、自治会の総会を開いて、それを財産とする議決をしなければいけないわけです。そういう手続きをしなければならぬわけです。ただし、それはまた土地とは違うので、その原価の償却をどうするかとか、細かいレベルの話も出てきますし、その評価の問題も出て来ます。一番心配なのが、例えば、実際に大規模な修繕をする、あるいは建て替えをする必要が出てきたときに、基本的に行政としてどういう対応をされるのか。大きい集落であれば、ある程度、皆さんで積立をしましょう、やりましょう。でも実際、そういうことができないから、ある意味、そういう集会施設を建ててもらった部分もあります。

集会施設の1つの大きな役割としては、日ごろの会議室というよりは、万が一災害になったときとかの施設としての考え方。うちの自治会だと、これからは例えば老人が多くなっているんで担架を備えなければならないのではないかと、そこに車椅子も必要なんじゃないかという議論も出て来ている部分があるんですよ。しかし、財源はあくまでも各集落の世帯に対する負担金。負担金で自治会は成り立っているわけなので。行政側からすれば、そちらへやった。じゃあもらった側の考え方は、今後の取り組みとしてどうあればいいかというその方針、考え方を聞かせてほしいのがまず1つ。

それから指定管理の関係だが、例えば体育施設、集会施設、みどりの里もそうだが、利用料金関係について、今、現在で言えば、例えば、市民は100円なのだが、それ以外の方は500円で使えますよという料金設定が結構あると思うんですよ。要するに納税者、その自治体を構成する住民に対しては当然、利便を図っていく、皆さんの税金で建てて運営しているわけですから、そういう考え方になったわけですけど、指定管理の制度をやった場合にそういう考え方というのが継続されるのかどうか。そうい

う考え方になる施設、ならない施設があるのは当然だとわかりますけど、そういうもののコントロールするやり方というのをどういうふうに考えているか、この2点について聞かせてほしい。

事務局

まず集落集会施設のことですが、国の補助金の適正化に関する法律がいいということになったから、すぐに移譲するんだと提案してあります。委員が言われるとおりだと思います。それについては、集落で持っている集会施設に対する建築のときの自治体の支援の仕方が、この5つの自治体では、余りにも違っていました。それを建てた後、修繕、建て直し等についての行政の関わり方もものすごく違っていました。合併のとき、平成23年の春からは、同じ支援をしようということで補助金交付要綱を作りました。確か、新築では最大で600万か800万円を限度に行政としても支援するというような決まりを作っておりますので、そういうかたちで今後も支援をしていきたいと。集落の財産になったとしても、財産として移譲するときに、例えば底地についてどうするんだというようなのは、基本的には建物だけのつもりで検討しているので、これまでも旧町村が持っていた土地であれば、逆にそこは無償で、所有を移さないで、市のものだけ集落の建物がある土地については、市が長期で貸与しますというようなかたちとか色々整理していく必要があると思っています。建物だけでなく色々なからみが出てくるというようなことで集落の集会施設については、委員が言われたように、そっちの財産だからというような立場でなくて、これから協働のまちづくりを進めていくなかでは、先ほど支所の活用のしかたがありました。とりわけ、それぞれの集落の集会施設の活用については、大きな柱になっていかなければならないと思いますので、移譲して、それで、あなた方の財産ですよというつもりは、全くありません。細かいところはこれから詰めます。

それから、指定管理に出すコントロールについては、当然、民間に譲り渡すのではなくて、あくまでも市の財産、市の施設として、個人以外であれば、任意の団体でも構わないので、団体から手を挙げていただいて、指定管理をやる法律になりました。そこには市で持っている施設の条例の範囲内というのが必ず付きます。ですから市民の皆さんが利用する所、例えば、利用についてはいくら、こういう場合はいくらというものが、これだけ多く指定管理に出していく、そういう皆さんで使っていく場合、その料金設定のその条例が今までどおりでいいのかというところは、我々、検証する必要があると思います。それを受けた団体が、こういう工夫をすればもっと利用が図られるとなれば、例えば、1人300円のところを200円から500円の間で工夫してもいいみたいに条例で設定するとか、色々な工夫が出てくるんだと思います。そういうところで、先ほど委員が言われたコントロールであれば、我々が提供して願います、土台の整理は当然、それに併せてしていかなければならないと思っています。いずれにしても、まだこういうことを固めて提案しているところではなくてですね、移譲も指定管理も23年ころから始まるのが多いです。それは、1つは市民の皆さんに十分周知して理解していただくということと、今のような条件整理等について、今、言ったようにすぐということでは進まないということで、それなりの期限を設けたつもりです。

会長

集会所については、非常に実力差があるように、何百軒もある大集落と何軒かしかない小集落とでは、財政力がまるで違うわけだから。

事務局

それと、例えば朝日でも山北地区でも地元の負担を3割くらいもらって旧町村が建てて今に至っているものが多いんですけど、旧村上市は、最大で20万円しか支援していませんでした。どんな大きな、2千万、3千万の施設を建てても。それでいいはずはないので、早いうちに整理して、その後の支援は、

同じようにしていきたいんだということで、支援の制度はできているので、まずこの理解を得て、前段のその整理を色んなやり方で、市が持っている集落の集会施設というのがあはずです。ですから、1つ言って全部同じ理屈では受けがなかなか難しいと思いますけど、その辺は十分ご理解をいただいて、是非とも移譲していきたいという提案です。

会長

そのほか、どうしてもということはあるですか。もし、なければ次回は、もう一度この施設の説明に対して各委員の質問から審議に入らせていただくということによろしいですか。

委員

はい。

会長

では、施設改革部会長、次回は質問から入らせていただきます。

施設改革部会長

はい。

6. その他

(1) 第8回委員会の日程調整について

欠席の委員もいるため、文書で日程調整をすることになりました。

(2) その他

事務局から、費用弁償額の改定等について、市で決定した補助金の今後の方針について先に送付してあるので確認してほしい旨の報告がありました。

7. 次回(第7回)の日程について

平成21年8月6日(木)午後1時30分から市役所4階大会議室A Bで開催

8. 閉会

(午後5:38 閉会)

以上、第6回行政改革推進委員会会議録の内容が、正確であることを証明するため、ここに署名する。

平成 21年 8月 13日

会 長 小 川 勲 印